

# 石川県公報

平成30年7月27日

第13126号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示			
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○県有財産売払入札公告 (建築住宅課)	5
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	1	○政府調達に関する協定に係る入札公告 (警察本部)	8
○保安林の指定 (森林管理課)	1	<b>公安委員会</b>	
○県道の区域の変更 (道路整備課)	3	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	10
<b>公 告</b>		<b>選挙管理委員会</b>	
○平成30年度クリーニング師試験公告 (薬事衛生課)	3	○政治団体の届出の公表	11
○地域登録検査機関の変更の届出の公告 (農業安全課)	4	○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	12
○公共測量実施公告 (監理課)	5	○政治団体の解散の届出の公表	12
		○資金管理団体の届出の公表	12

## 告 示

### 石川県告示第358号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年7月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
寺田 徹朗	加賀市潮津町ニ11	てらだ薬局	加賀市潮津町ニ11	平成30年 5月1日

### 石川県告示第359号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年7月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
寺田 徹朗	加賀市潮津町ニ11	てらだ薬局	加賀市潮津町ニ11	平成30年 5月1日

### 石川県告示第360号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成30年7月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 保安林の所在場所  
鹿島郡中能登町蟻ヶ原サ3の1、ニ3・9合併1、3・9合併2の2、3の1、ハ2、4、8、ロ2の1、2の2、イ12の1、16、18、19、26の1、26の2、30の1、30の2
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び中能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 
- 1 保安林の所在場所  
羽咋市飯山町壱1の4、レ4、千代町チ3の1、3の3、4
  - 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び羽咋市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 
- 1 保安林の所在場所  
鹿島郡中能登町金丸壱九8の9、式〇4の10、4の16
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び中能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 
- 1 保安林の所在場所

羽咋市本江町申25の乙、28から30まで、34、35、37、38、42から46まで、48から51まで、西37、38、48

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び羽咋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成30年7月27日から同年8月10日まで縦覧に供する。

平成30年7月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
小松山中線	下記区間を道路区域から除外する。			大聖寺 土木事務所 維持管理課
	加賀市勅使町22番1地先から 加賀市森町甲66番3地先まで		10.00~50.75 123.0	

公 告

平成30年度クリーニング師試験公告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成30年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成30年7月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験の日時

平成30年11月2日（金）午後1時から

2 試験の場所

金沢市諸江町中丁467番地2

石川県クリーニング会館

3 願書の配布

平成30年9月6日（木）から石川県健康福祉部薬事衛生課、県各保健福祉センター及び金沢市保健所で配付する。

4 出願に関する書類の受付期間

平成30年9月10日（月）から同月28日（金）まで

（郵送の場合は、受付期間内の消印があるものを受け付ける。）

5 出願に関する書類の提出先

(1) 県内（金沢市を除く。）に居住する者 住所地を管轄する県保健福祉センター

(2) 金沢市又は県外に居住する者 石川県健康福祉部薬事衛生課

6 その他

詳細については、石川県健康福祉部薬事衛生課へ問い合わせること。

## 地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり登録事項の変更の届出があった。

平成30年7月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 有限会社グリーン・ハート  
 三輪 和良  
 羽咋市酒井町う53番地

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

(1) 登録台帳に新たに記帳された者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
千 木 友 裕	金沢市木越2-55	玄米
洞 庭 齊	河北郡津幡町川尻タ98	玄米

(2) 登録台帳から抹消された者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
向 瀬 正 芳	羽咋市四柳町る28番地	玄米

- 1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 白山農業協同組合  
 竹内 文雄  
 白山市井口町に62番地1

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

(1) 登録台帳に新たに記帳された者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
村 岸 優 也	白山市大竹町イ31-1	玄米、大麦、大豆
中 野 真希子	白山市番田町11-1	玄米

(2) 登録台帳に記帳された事項を変更した者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
森 田 考 司	新 白山市知気寺町60-30	玄米、大麦、大豆
	旧 白山市熱野町イ53-10	
高 島 秀 樹	新 白山市白山町タ151	玄米、大麦、大豆
	旧 白山市白山町ソ28	
中 田 克 久	新 白山市河内町福岡盈70	玄米、大麦、大豆
	旧 白山市河内町福岡張72-1 福岡市営住宅A-101	
平 松 将 広	野々市市清金3-53	新 玄米、大麦、大豆、そば
		旧 玄米、大麦、大豆
北 口 誠 人	白山市小柳町ろ256-3	新 玄米、大麦、大豆、そば
		旧 玄米、大麦、大豆

## 公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、野々市市長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年7月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (都市計画図修正)	平成30年6月4日から 同年12月20日まで	野々市市全域

## 県有財産売払入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年7月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 一般競争入札に付す物件

- (1) 所在地 河北郡内灘町白帆台2丁目197番ほか64筆
- (2) 地 目 宅地
- (3) 地 積 16,181.01㎡（明細は別表のとおり）

## 2 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成30年8月31日（金）午後1時30分
- (2) 場 所 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県庁行政庁舎16階 1611会議室
- (3) 開 札 入札後、即時開札

## 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件をいずれも満たしている者（共同企業体含む。）であること。

- (1) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けている者であること。なお、共同企業体の場合は、構成員の半数以上が条件を満たすこと。
- (2) 建築工事業に関して建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けている者であること。なお、共同企業体の場合は、構成員の半数以上が条件を満たすこと。
- (3) 次に掲げる条件のいずれかにより、売買物件（本件入札により購入した物件をいう。以下同じ。）を第三者に譲渡する者であること。
  - ア 売買物件を自ら取得したうえで、住宅等（地区の地区計画に規定する建築物。以下同じ。）を建築し、譲渡すること。
  - イ 住宅等の建築を目的とする土地として譲渡すること。
- (4) 県内に営業所を有する者であること。なお、共同企業体の場合は、構成員のうち1者以上は、県内に営業所を有する者であること。
- (5) 平成27年4月1日から平成30年3月31日までに、石川県内において、40件以上の新築住宅に係る建築請負又は販売の契約実績を有する者であること。なお、共同企業体の場合は、以下の条件のいずれも満たしていること。
  - ア 構成員全体で40件以上の契約実績を有すること。
  - イ (1)又は(2)に該当する構成員が5件以上の契約実績を有すること。
- (6) 売買物件を5年以内に販売する計画を有する者であること。なお、共同企業体の場合は、各構成員の資格・能力に応じて現実的に販売できるような計画を立てること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者ではないこと。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員が条件を満たすこと。
- (8) 政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者ではないこと。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員が条件を満たすこと。
- (9) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び以下に該当しない者であること。

なお、共同企業体の場合は、全ての構成員が条件を満たすこと。

ア 役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(10) 共同企業体の場合は、次の事項を全て満たすものであること。ただし、県の承諾を得た場合はこの限りではない。

ア 石川県との当該売買契約に定める義務について、連帯して責任を負うことができる者であること。

イ 入札保証金、契約保証金及び売買代金の納付又は返還並びに入札及び石川県との協議など、入札参加物件の売買に係る一切の行為は、代表者が代表して行わなければならないこと。

ウ 代表者の変更若しくは構成員の加入又は脱退は、認められないこと。

#### 4 入札案内書の交付期間及び交付場所

##### (1) 交付期間

平成30年7月27日（金）から同年8月23日（木）までの県の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

##### (2) 交付場所

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎16階 石川県土木部建築住宅課

#### 5 入札参加申込みの方法

(1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す県有財産一般競争入札参加申込書及び添付書類を(2)の受領期限までに石川県土木部建築住宅課まで持参し、又は郵送しなければならない。

##### (2) 受領期限

平成30年8月23日（木）午後5時（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。）

#### 6 その他

##### (1) 入札保証金

入札しようとする金額の100分の5以上

##### (2) 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者が提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

##### (3) 落札者の決定方法

予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

##### (4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上

##### (5) 契約方法及び売買代金の納付

ア 県との当該売買契約は、第三者のためにする契約として締結する。

イ 契約締結の日から5年以内の間において、引渡しを受けようとする区画毎の売買代金を納付することとする。ただし、契約締結の日から5年後までに売買代金全額を納付することを要する。

##### (6) 所有権の移転等

所有権は、区画毎の売買代金が納付された後に、「契約者（落札後、県との間で売買契約を締結した者をいう。以下同じ。）による所有権移転先の指定」及び「所有権の移転先（所有権移転先として指定された者。以下同じ。）による当該区画の所有権移転を受ける旨の意思表示」があった日に、県から、所有権の移転先へ直接移転するものとする。なお、契約者は、この所有権移転に係る登記が完了しない限り、当該区画において住宅等の建築に着手することができないことに留意を要する。

## (7) その他の事項

詳細は、入札案内書による。

## (8) 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県土木部建築住宅課住宅管理グループ 電話番号 076-225-1776

## 別表

番号	所在地番	財産区分	地目	地積
1	河北郡内灘町白帆台2丁目197番	土地	宅地	229.45㎡
2	河北郡内灘町白帆台2丁目198番	土地	宅地	221.84㎡
3	河北郡内灘町白帆台2丁目199番	土地	宅地	222.04㎡
4	河北郡内灘町白帆台2丁目200番	土地	宅地	223.86㎡
5	河北郡内灘町白帆台2丁目201番	土地	宅地	223.74㎡
6	河北郡内灘町白帆台2丁目202番	土地	宅地	221.94㎡
7	河北郡内灘町白帆台2丁目203番	土地	宅地	221.98㎡
8	河北郡内灘町白帆台2丁目204番	土地	宅地	225.46㎡
9	河北郡内灘町白帆台2丁目205番	土地	宅地	230.99㎡
10	河北郡内灘町白帆台2丁目206番	土地	宅地	237.79㎡
11	河北郡内灘町白帆台2丁目207番	土地	宅地	243.69㎡
12	河北郡内灘町白帆台2丁目208番	土地	宅地	248.27㎡
13	河北郡内灘町白帆台2丁目209番	土地	宅地	254.09㎡
14	河北郡内灘町白帆台2丁目210番	土地	宅地	261.19㎡
15	河北郡内灘町白帆台2丁目211番	土地	宅地	278.89㎡
16	河北郡内灘町白帆台2丁目212番	土地	宅地	246.77㎡
17	河北郡内灘町白帆台2丁目213番	土地	宅地	247.78㎡
18	河北郡内灘町白帆台2丁目214番	土地	宅地	245.63㎡
19	河北郡内灘町白帆台2丁目215番	土地	宅地	245.87㎡
20	河北郡内灘町白帆台2丁目216番	土地	宅地	248.95㎡
21	河北郡内灘町白帆台2丁目217番	土地	宅地	256.90㎡
22	河北郡内灘町白帆台2丁目218番	土地	宅地	268.57㎡
23	河北郡内灘町白帆台2丁目219番	土地	宅地	248.18㎡
24	河北郡内灘町白帆台2丁目220番	土地	宅地	248.04㎡
25	河北郡内灘町白帆台2丁目221番	土地	宅地	241.37㎡
26	河北郡内灘町白帆台2丁目222番	土地	宅地	247.36㎡
27	河北郡内灘町白帆台2丁目223番	土地	宅地	257.47㎡
28	河北郡内灘町白帆台2丁目224番	土地	宅地	260.72㎡
29	河北郡内灘町白帆台2丁目225番	土地	宅地	244.81㎡
30	河北郡内灘町白帆台2丁目226番	土地	宅地	244.79㎡
31	河北郡内灘町白帆台2丁目227番	土地	宅地	245.54㎡
32	河北郡内灘町白帆台2丁目228番	土地	宅地	245.00㎡
33	河北郡内灘町白帆台2丁目275番	土地	宅地	260.22㎡
34	河北郡内灘町白帆台2丁目276番	土地	宅地	254.18㎡
35	河北郡内灘町白帆台2丁目277番	土地	宅地	245.99㎡
36	河北郡内灘町白帆台2丁目278番	土地	宅地	247.84㎡
37	河北郡内灘町白帆台2丁目279番	土地	宅地	247.76㎡
38	河北郡内灘町白帆台2丁目280番	土地	宅地	247.48㎡
39	河北郡内灘町白帆台2丁目281番	土地	宅地	245.92㎡
40	河北郡内灘町白帆台2丁目282番	土地	宅地	245.97㎡

41	河北郡内灘町白帆台2丁目283番	土地	宅地	247.39㎡
42	河北郡内灘町白帆台2丁目284番	土地	宅地	247.21㎡
43	河北郡内灘町白帆台2丁目285番	土地	宅地	245.51㎡
44	河北郡内灘町白帆台2丁目286番	土地	宅地	245.65㎡
45	河北郡内灘町白帆台2丁目287番	土地	宅地	247.33㎡
46	河北郡内灘町白帆台2丁目288番	土地	宅地	247.53㎡
47	河北郡内灘町白帆台2丁目289番	土地	宅地	246.65㎡
48	河北郡内灘町白帆台2丁目290番	土地	宅地	245.66㎡
49	河北郡内灘町白帆台2丁目291番	土地	宅地	250.26㎡
50	河北郡内灘町白帆台2丁目292番	土地	宅地	254.04㎡
51	河北郡内灘町白帆台2丁目293番	土地	宅地	284.13㎡
52	河北郡内灘町白帆台2丁目294番	土地	宅地	280.42㎡
53	河北郡内灘町白帆台2丁目295番	土地	宅地	263.49㎡
54	河北郡内灘町白帆台2丁目296番	土地	宅地	245.27㎡
55	河北郡内灘町白帆台2丁目297番	土地	宅地	245.82㎡
56	河北郡内灘町白帆台2丁目298番	土地	宅地	245.97㎡
57	河北郡内灘町白帆台2丁目299番	土地	宅地	247.93㎡
58	河北郡内灘町白帆台2丁目301番	土地	宅地	247.79㎡
59	河北郡内灘町白帆台2丁目302番	土地	宅地	247.70㎡
60	河北郡内灘町白帆台2丁目303番	土地	宅地	245.65㎡
61	河北郡内灘町白帆台2丁目304番	土地	宅地	245.87㎡
62	河北郡内灘町白帆台2丁目305番	土地	宅地	270.53㎡
63	河北郡内灘町白帆台2丁目306番	土地	宅地	292.73㎡
64	河北郡内灘町白帆台2丁目307番	土地	宅地	291.25㎡
65	河北郡内灘町白帆台2丁目308番	土地	宅地	264.90㎡
合 計				16,181.01㎡

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成30年7月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 契約件名及び数量

石川県警察通信指令システム賃貸借 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 借上期間

平成31年3月1日から平成37年2月28日まで

(4) 設置場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

入札金額は、1(3)の借上期間に係る賃貸借料総額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成30年石川県告示第145号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。  
なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(5)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
  - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を確実に納入できることを証明する書類を平成30年8月23日(木)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## 4 入札書の提出場所及び競争入札参加資格の申請場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110
- (2) 入札説明書の交付方法  
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限  
平成30年9月7日(金)正午(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)
- (4) 開札の日時及び場所  
平成30年9月7日(金)午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室
- (5) 競争入札参加資格の申請場所  
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (3) 入札の無効  
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否  
要
- (5) 落札者の決定方法  
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無  
無
- (7) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be rented  
Ishikawa Prefectural Police Communication Command System 1 set
- (2) Period of lease  
1 March 2019—28 February 2025
- (3) Delivery place  
To be specified later
- (4) Time limit of tender  
Noon 7 September 2018
- (5) Contact Point for the notice  
Finance Division Ishikawa Prefectural Police Headquarters  
1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8553 Japan TEL 076-225-0110

---

**公 安 委 員 会**

---

## 石川県公安委員会告示第85号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。  
平成30年7月27日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢東警察署管内の表に次のように加える。

1050	市道小坂33号荒屋町線18号	金沢市福久東1丁目30番地先	荒屋町1丁目方向から南森本町方向への右折	車両	終日
1051	市道2級幹線372号利屋・福久線	金沢市今町31番地先	月浦町から二日市町方向への右折	車両	終日

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢東警察署管内の表800及び801の項を次のように改める。

800	市道小坂52号小坂町南線19号	金沢市小坂町中163番地2先	小坂町交差点方向から高柳町方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:00から 9:00まで
801	市道小坂52号小坂町南線19号	金沢市小坂町中142番地先	御所町方向から高柳町方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:00から 9:00まで

別表第6（車両の通行禁止）金沢中警察署管内の表69の項を次のように改める。

69	市道涌波3丁目線3号・涌波4丁目線8号、崎浦6号大桑町線	金沢市涌波4丁目10番6号先から 金沢市大桑町メ部5番1先まで	約240メートル	終日	大型自動車、特定 中型自動車及び大 型特殊自動車
----	------------------------------	------------------------------------	----------	----	--------------------------------

別表第11(最高速度の指定)小松警察署管内の表に次のように加える。

287	市道	ゾーン30 (1) 小松市藁輪町口104番地先 (2) 小松市島町ル76番地先 (3) 小松市島町ヌ1番地1先 (4) 小松市島町ヌ43番地先 (1)から(4)までの場所を結ぶ線により 囲まれた区域内の道路	約1,850 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両(けん引③を 除く。)
-----	----	---	----------------	----------------	----	------------------

別表第11(最高速度の指定)2以上の警察署管内の表106の項を次のように改める。

106	国道157号	野々市市横宮町4番地1先から 野々市市三日市三丁目362番地先ま で	約5,640 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両(原動機付自 転車及びけん引① ②③を除く。)
-----	--------	--	----------------	----------------	----	---------------------------------

別表第11(最高速度の指定)白山警察署管内の表248の項を次のように改める。

248	市道F3号線	白山市北安田町1241番地先から 白山市北安田町1092番地先まで	約1,300 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両(けん引③を 除く。)
-----	--------	--------------------------------------	----------------	----------------	----	------------------

別表第18の2(駐車可の指定)大聖寺警察署管内の表1の項を次のように改める。

1	市道A-389号 線	加賀市大聖寺地方町1字10番 地4先	約30 メートル	終日	大型乗用自動車及び 特定中型乗用自動車	表示枠内に 平行駐車
---	---------------	-----------------------	-------------	----	------------------------	---------------

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢東警察署管内の表352及び595の項を次のように改める。

352		削	除
595		削	除

別表第11(最高速度の指定)小松警察署管内の表90の項を次のように改める。

90		削	除
----	--	---	---

別表第11(最高速度の指定)白山警察署管内の表38及び43の項を次のように改める。

38		削	除
43		削	除

## 選挙管理委員会

### 石川県選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成30年7月27日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
土倉勇馬事務所	土倉勇馬	土倉勇馬	金沢市金市町イ5-15	平成30年6月5日
日韓有志会	林哲誠	永橋雄二	金沢市有松2-2-30	平成30年6月13日

## 石川県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年7月27日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党 石川県理容支部	前田 英明	代表者	前田 英明	叶井 章	平成30年5月29日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
能美郡市医師連盟	木田 泰弘	代表者	木田 泰弘	松田 健志	平成30年6月11日
日韓有志会	林 哲誠	主たる事務所の所在地	金沢市有松2-3-30	金沢市有松2-2-30	平成30年6月18日
		会計責任者	田端 清隆	永橋 雄二	
小松市医師連盟	東野 義信	会計責任者	勝木 保夫	亀田 正二	平成30年6月26日

## 石川県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年7月27日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
希望の党石川県衆議院第3選挙区支部	近藤 和也	平成30年5月7日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
須磨隆正後援会	長田 金二	平成29年12月25日
北陸政治経済研究所	平戸 良治	平成30年5月30日

## 石川県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成30年7月27日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
土倉 勇馬	金沢市議会議員	土倉勇馬事務所	金沢市金市町イ5-15	平成30年6月5日